

大阪市告示第139号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年1月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

| 施設名                        | 年 月 日        | 供用時間                |
|----------------------------|--------------|---------------------|
| 大阪市立<br>城東屋内プール<br>トレーニング場 | 令和7年2月3日（月）  | 午前9時から<br>午後9時30分まで |
|                            | 令和7年2月10日（月） |                     |
|                            | 令和7年2月25日（火） |                     |

2 臨時休館

| 施設名                    | 年 月 日                   |
|------------------------|-------------------------|
| 大阪市立<br>城東屋内プール<br>水泳場 | 令和7年2月4日（火）から同月28日（金）まで |

3 供用時間の変更

| 施設名                               | 年 月 日                      | 供用時間                |
|-----------------------------------|----------------------------|---------------------|
| 大阪市立<br>城東屋内プール<br>水泳場<br>トレーニング場 | 令和7年2月1日（土）                | 午前9時から<br>午後8時30分まで |
|                                   | 令和7年2月2日（日）                | 午前9時から<br>午後7時30分まで |
| 大阪市立<br>城東屋内プール<br>トレーニング場        | 令和7年2月4日（火）から<br>同月7日（金）まで | 午前9時から<br>午後9時30分まで |

|                                  |                         |
|----------------------------------|-------------------------|
| 令和 7 年 2 月 8 日（土）                | 午前 9 時から<br>午後 8 時30分まで |
| 令和 7 年 2 月 9 日（日）                | 午前 9 時から<br>午後 7 時30分まで |
| 令和 7 年 2 月11日（火）から<br>同月14日（金）まで | 午前 9 時から<br>午後 9 時30分まで |
| 令和 7 年 2 月15日（土）                 | 午前 9 時から<br>午後 8 時30分まで |
| 令和 7 年 2 月16日（日）                 | 午前 9 時から<br>午後 7 時30分まで |
| 令和 7 年 2 月18日（火）から<br>同月21日（金）まで | 午前 9 時から<br>午後 9 時30分まで |
| 令和 7 年 2 月22日（土）                 | 午前 9 時から<br>午後 8 時30分まで |
| 令和 7 年 2 月23日（日）                 | 午前 9 時から<br>午後 7 時30分まで |
| 令和 7 年 2 月24日（月）                 | 午前 9 時から<br>午後 9 時30分まで |
| 令和 7 年 2 月26日（水）から<br>同月28日（金）まで |                         |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）